

議案第18号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する施設の管理業務に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

個 人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金53,676円を支払うものとする
こと。

3 事件の概要

(1) 事件の発生日

平成28年8月5日

(2) 事件の発生場所

八頭郡八頭町郡家地内

(3) 事件の状況

鳥取県郡家警察署所属の職員が、郡家警察署敷地内において除草作業中、草刈機

により跳ね上げられた小石が、一般国道29号を走行中の和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。